

戸板女子短期大学 学則 抜粋

制定日 平成27年4月1日
最終改定施行日 令和6年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、女子に時代の要請に適応する実際的な専門の学術技芸を教育し、研究させるとともに、ひろく一般的教養を高め、個性の自由な伸長を図り、国家社会の真に有為な形成者となるべき人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関しての項目、実施体制等については別に定める。

第2章 学科、学生定員、目的及び修業年限

(学科、学生定員及び目的)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
服飾芸術科	160人	320人
食物栄養科	120人	240人
国際コミュニケーション学科	120人	240人

2 食物栄養科の栄養士養成120人は3クラス編成で行う。

3 各学科における人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 服飾芸術科は、ファッションに関わる専門的な知識や技能を講義・演習・実習の科目を通して幅広く修得し、豊かな感性を養うことで、表現力を身につけ、ファッション業界において貢献できる女性を育成する。

(2) 食物栄養科は、人間栄養学と食物栄養学に関わる専門知識・技術を修得し、栄養士としての実践的な能力を育成するとともに、社会人として幅広く活躍するための力を身につけることで、栄養面から人の生活を支え、食や健康に関わる業界において貢献できる女性を育成する。

(3) 国際コミュニケーション学科は、英語運用能力を向上させ、国際文化、ITに関する専門知識を修得し、現代社会の諸課題に柔軟に対応できるコミュニケーション能力を身につけることで、グローバル社会において貢献できる女性を育成する。(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は、原則として4年を超えて在学することはできない。

3 4年を超える在学を余儀なくされる事由が発生した場合は、教授会の議を経て学長が

許可することができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週とし、学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から 9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学の開校記念日5月1日

(4) 春期休業日、夏期休業日、冬期休業日は、別途定める。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は4月1日とする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書

その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第13条 保証人は父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。

2 保証人が死亡又は前項の要件を失った場合は、新たな保証人の更新手続をしなければならない。

3 保証人が転居した時は速やかに届出なければならない。

4 保証人が長期にわたり不在の時は、あらかじめ相当の代理人を定め届出なければならない。

(編入学・再入学・転入学)

第14条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業すべき年数については、学長が決定する。

(転学科)

第15条 転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、許可することがある。

2 転学科に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を詳細に所定の用紙に記入し、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(外国留学)

第17条 本学が認定した外国の大学へ留学を希望する学生を、学長は留学させることができる。但し、留学期間は、1年を限度として在学年数に算入することができる。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事由により3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は次のとおりとする。

(1) 1年休学

(2) 前学期休学

(3) 後学期休学

3 休学した者は、その年度又は学期の試験を受けることができない。

4 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間が満了し、その事由が消滅している場合には、学長の許可を得て復学す

ることができる。

2 復学の時期は、次のとおりとする。

(1) 1年休学並びに後学期休学は、次年度の4月1日とする。

(2) 前学期休学は、その年度の10月1日とする。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第19条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 学費を滞納し督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり、なんらの手続もなく講義等に出席しない者

(5) 死亡が確認された者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第22条 本学則第1条の目的を達成するため、教育課程は総合教養科目（共通教育科目・語学科目）及び専門教育科目をもって構成する。

2 授業の方法は、講義、演習、実験、実習及び実技とする。

3 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(授業担当者)

第23条 毎学年の始めに、その学年に教授する授業科目の種類、授業時間数、授業担当者等は教授会で学長がこれを定める。

2 主要な科目は専任の教授、准教授が担当することとし、特別の事情がある場合には専任講師、助教又は兼任者が担当することができる。

(履修登録)

第24条 学生は毎学年の始めに履修する科目を選定し、学長の許可を得なければならない。一度選定した科目を、やむを得ず変更する場合も同様である。なお、後学期開講科目（半期科目）に限り、後学期開始時に履修登録（追加・変更）を許可する。

(履修登録単位数の上限)

第25条 1年間で履修登録できる単位数は、服飾芸術科、国際コミュニケーション学科は46単位、食物栄養科は50単位を限度とする。ただし、次に定める科目の単位数は算入しない。

2 インターンシップ1及び2は、上限単位数に算入しない。

3 前項の定めにかかわらず、1年次累計GPAが3.5以上の優れた成績を修得した学生については、2年次6単位を上限として上限単位数を超えて履修することができる。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、次のとおり単位計算をするものとする。

(1) 講義については15時間、演習については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

2 時間数が明確に規定できない授業科目（インターンシップ、オンデマンド授業、海外研

修、本学が認定した外国の大学の授業科目等)については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定にかかわらず単位を別に定める。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第28条 試験等の成績の評価は、S、A、B、C、Fをもって表わし、C以上を合格とする。ただし、合格の場合、Pと評価する科目もある。

2 試験は毎学年の終り又は毎学期末にこれを行う。

3 試験は筆記試験を原則とし、論文及び製作品をもってこれに代えることができる。ただし、平常点をもって定期試験の成績に代えることを認めた科目は、筆記試験を要しない。

4 病気その他やむを得ない事由により受験しない者に対しては、追試験を行うことができる。

5 正当な理由がなく学費を滞納した者は、受験することができない。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより64単位以上を修得しなければならない。

(1) 総合教養科目の中から14単位以上

(2) 専門教育科目は必修科目及び選択科目計50単位以上

(卒業及び学位)

第30条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第31条 本学において取得することができる資格の種類は次のとおりとする。

学 科 免許及び資格の種類

食物栄養科 栄養士

2 食物栄養科の学生で栄養士の資格を得ようとする者は、第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第3の所要単位を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第32条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専

攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

第7章 学費等

省略

(退学、停学及び除籍の場合の学費)

第37条 学期の途中で退学した者の学費は、施設設備費及び当該期分の授業料を徴収する。ただし、退学を余儀なくされる事由が発生した場合はこれを免除することがある。

2 停学期間中の学費は徴収する。

3 第21条により除籍された者の学費は、その事由により徴収しないことがある。

(休学及び復学の場合の学費)

第38条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間の授業料及び施設設備費を免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。なお、学期の途中で休学を許可された場合の当該期分の授業料及び施設設備費は全額納付するものとし、在籍料は徴収しない。復学した場合は、復学した年度又は学期の授業料及び施設設備費を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、当該期分の学費を納付するものとする。

(納付した学費等)

第40条 納付した学費等は原則として返還しない。

第8章 教職員組織・学長等

省略

第9章 教授会

(教授会)

第59条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第60条 教授会は教授等をもって組織する。

2 学長は、教授会を開催し議長となる。

(審議)

第61条 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の身分に関する審査に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) その他教育研究に関係すると判断される事項

2 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 短大運営会議

省略

第11章 科目等履修生及び外国人留学生・外国人学生

(科目等履修生)

第65条 本学において、学生以外の者で一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 本学則第1条の目的と生涯教育の充実を図るため、前項の科目等履修生以外で、単位認定を要しない聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ聴講を許可することがある。

3 科目等履修生及び聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生・外国人学生)

第66条 外国人留学生及び外国人学生で、学則第9条に規定する入学資格の要件を充足する者に対しては、選考のうえ入学を許可することがある。

2 第1項により入学を許可された外国人に対しては、すべて本学学生に対する規定を準用する。

3 外国人留学生及び外国人学生について必要な事項は別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第67条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第68条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 別に定めている学生懲戒規程による。

第13章 図書館

(図書館)

第69条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

第14章 厚生施設

(厚生施設)

第70条 本学に学生の厚生施設として、次の施設を置く。

軽井沢セミナーハウス

2 軽井沢セミナーハウスに関する規則は、別に定める。

(改廃)

第71条 学則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

省略